

建築基準法に基づく制限等について

R3.9_稲沢市建築課

	規制	容積率		建蔽率(%)	外壁後退	絶対高さ	道路斜線		隣地斜線	北側斜線	日影			
		(%)	前面道路				勾配	適用距離			適用範囲	地盤面+	時間	別表第4の種別
	法令	第52条		第53条	第54条	第55条	第56条第1項第1号		第56条第1項第2号	第56条第1項第3号	第56条の2			
	告示・条例等	H16県告示第297号			-	-	H16県告示第297号			-	県条例第11条			
第一種低層住居専用地域	50		30		10m			無	1.25 ×L+5m	軒の高さ>7m又は地階を除く階数が3以上	1.5m	3H/2H	(1)	
	100		60											
第一種中高層住居専用地域													(2)	
第二種中高層住居専用地域		4/10				1.25								
第一種住居地域	200		60				20m	1.25 ×L+20m		高さ>10m	4m	4H/2.5H		
第二種住居地域													(1)	
準住居地域														
近隣商業地域				無								5H/3H	(2)	
商業地域	400		80									無		
	500						25m							
準工業地域		6/10				1.5		2.5m ×L+31m		高さ>10m	4m	5H/3H	(2)	
工業地域												無		
工業専用地域	200		60				20m					無		
用途指定の無い地域										高さ>10m	4m	4H/2.5H	□(2)	

※ 地区計画、建築協定の区域は、別途制限を受ける。

市内共通事項

屋根	第22条	S45県告示第1026号	稲沢市全域（防火地域及び準防火地域に指定された区域を除く）			
積雪荷重	令第86条	施行細則第10条	垂直積雪量	30cm以上	積雪単位荷重	20N以上
風圧力	令第87条	H12建告第1454号	風速(Vo)	34m/s	地表面粗度区分	Ⅲ
地震力	令第88条	S55建告第1793号	地域係数(Z)	1.0	地盤	第2種地盤(Tc=0.6秒)